

[事案 26-137] 転換契約無効請求

・平成 27 年 8 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換の際、募集人から不適切な説明があったことを理由に、転換前契約に戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 17 年 12 月に個人年金保険から養老保険に転換した契約について、以下の理由により、転換前契約に戻してほしい。

- (1) 募集人から、保険会社名が変わるため社名変更前の商品は取り扱えないので、切り替えをするよう言われた。
- (2) 募集人には「年金での受取りで、終身型、毎年 100 万円を受け取れる、前の保険のままですね。」と尋ね、募集人から「そのまま年金型は変わりません。」と回答をもらったので了承したが、実際にはそうではなかった。
- (3) その後、保険会社から年金受取年齢も 66 歳になると説明があったが、そのような手続きはしていない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、募集資料を使用して「転換の仕組み」および「転換後の保障内容」を十分に説明し、申立人の了承を得ている。
- (2) 「転換前後の契約内容比較説明書」等の募集資料を申立人が持っていることを確認している。
- (3) 「保険契約申込書」および「転換契約に関する確認書」には、申立人本人による署名・捺印がされ、手続きは適切にされている。
- (4) 平成 19 年 3 月に申立人から「年金払特約付加申込書」が提出され、年金受取りが満期時 66 歳から可能となっている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人に対して、転換時の募集人の説明内容等を把握するため事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換契約を無効とすべき特段の事情は認められず、募集人の説明不足等その他保険会社に指摘すべき不適切な取扱い等も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。